

租税特別措置法による登録免許税の軽減にかかる  
証明申請家屋に居住する旨の申立書

三 木 市 長 様

令和 年 月 日

住所.....  
所有者（取得者）  
氏名.....

このたび、私が建築し、又は取得しました下記家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の居住の用に供するものに相違ないことを申立てます。

記

1 家屋の表示

所在地.....

家屋番号.....

2 居住予定年月日

令和 年 月 日

3 現在の家屋の処分方法等

- 1.売却 2.賃貸 3.現住家屋が借家・借間・社宅・寄宿舍・寮等  
4.現住家屋に証明申請者の親族等が居住 5.処分方法等が未定  
6.その他（ ）

4 入居が登記の後になる理由

なお、証明交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。

## 居住する旨の申立書の添付書類

### ◎ 現在の住居の処分方法が明らかな場合

現在の住居の処分方法等	添 付 書 類
現在の住居を売却する場合	(1) 現在の住居の売買契約書（写）又は媒介契約書（写）等、売却することを証する書類 (2) 現在の住民票（写）
現在の住居を賃貸する場合	(1) 現在の住居の賃貸契約書（写）又は媒介契約書（写）等、賃貸することを証する書類 (2) 現在の住民票（写）
現在の住居に証明申請者の親族等が住む場合	(1) 親族等からの申立書 (2) 現在の住民票（写）
現在の住居が借家、社宅、寄宿舎、寮等、証明申請者の所有家屋でない場合	(1) 賃貸契約書（写）又は使用許可証（写）等申請者の所有家屋でないことを証する書類 (2) 現在の住民票（写）
その他	(1) 現在の住居が今後、証明申請者の居住の用に供されるものではないことを証する書類 (2) 現在の住民票（写）

### ◎ 現在の住居の処分方法が未定で、やむを得ず入居が登記の後になる場合

事 由	添 付 書 類
資金を借りるために抵当権設定を急ぐ場合	(1) 金銭消費貸借契約書（写）又は代金の支払期日の記載のある売買契約書（写） (2) 現在の住民票（写）
前住人が未転出である場合	(1) 前住人又は宅建業者等との間の引渡期日の記載のある売買契約書（写） (2) 現在の住民票（写）
証明申請者又は家族が病気等であるために、登記までに入居できない場合	(1) 治療期間が記載された医師の診断書（写） (2) 現在の住民票（写）
その他	(1) やむを得ず入居が登記の後になることを証する書類 (2) 現在の住民票（写）